

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告 部課	教育長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員

令和4年12月21日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和4年12月21日（水）午前9時00分～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

教育支援課 宗政参事
学校給食センター 久古所長

3 件名

第3子以降の学校給食費無償化の継続について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・要件で生活保護制度と就学援助制度で全額の支援を受けていないとあるが、一部の支援を受けていることもあるのか。
→特別支援教育就学奨励費については区分で給食費の半額の支援ということもある。

・令和5年度に向けた提案としていいか。
→まずは令和5年度として考えている。

・令和5年度は県の補助金を想定して実施していくということでもいいか。
→そのように進めていきたい。

・県の補助金は永続的にあると考えていいか。
→令和5年度は見込んでいるが、それ以降については現在のところ未定である。

・今後について、県の補助金がある限り続けるのか、令和5年度だけなのか、県の補助金が無くても6年度以降も続けるのか。
→担当としては6年度以降も続けられればと考えているが、まずは令和5年度について審議いただきたい。その後、県の状況なども確認していきながら対応していく。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 教育部 学校給食センター

件名	第3子以降の学校給食費無償化の継続について							
現状・課題	<p>【現状】 物価高騰の影響は子育て世帯の保護者にも及んでおり、特に多子世帯の保護者の負担は大きくなっている。</p> <p>【課題】 物価高騰の影響がある中、子育て世帯の中でも特に多子世帯の保護者の負担軽減が課題となっている。</p>							
付議事案	目的	経済的負担が大きい多子世帯の保護者の負担を軽減する。						
	対応方策	<p>保護者からの申請に基づき、令和4年度(1月から3月分)に引き続き第3子以降の令和5年度の学校給食費を無償化する。</p> <p>学校給食センター分 該当人数、月数、給食費から積算し、積算額を補助金として計上し、該当する保護者からの給食費と補助金を相殺する。</p> <p>桜台小・中学校分 該当人数、月数、給食費から積算し、積算額を各学校に対し補助金として交付する。</p>						
論点(決定を要する事項)	上記事業の実施の可否について							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<p>・来年度における他自治体の当該事業の実施状況についてはどうか。 →近隣の自治体は令和5年度も実施の予定である。</p>							
今後のスケジュール	令和5年度分		令和5年第1回定例会において当初予算の上程					
	令和5年2月	議決						
	令和5年3月	保護者からの申請受付						
	令和5年4月～5月	申請に基づく無償化の決定						
	令和5年5月							
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)		
	条例規則	無		報道発表	無			
	議会説明	無		広報・HP等	有	HP、広報 令和5年4月		
	市民参加	無						
	付議書公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input checked="" type="checkbox"/> 時限非 (R5年度当初予算公表 まで)						
参考情報	関係法令等							
	関係課							
	事業費	38,065 千円 (うち 県補助金			19,022 千円)			
	カテゴリー	年代	小・中学生、高校生	場所	市内全域	目的	学習・教育	手段

第3子以降の学校給食費無償化の継続について

事業目的	<p>物価高騰等により、経済的負担が大きい多子世帯の保護者の負担を軽減するため、令和5年1月から3月まで実施することとしている白井市内の小中学校に通う第3子以降の学校給食費の無償化について、令和5年度も継続して行うこととする。</p>
実施主体	市
要件	<p>以下の要件に該当する学校給食費を負担している保護者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3人以上の子を扶養していて第3子以降の子が白井市立小中学校で給食の提供を受けている。 ・生活保護制度または就学援助制度で学校給食費の全額の支援を受けていない。 ・学校給食費の滞納がない。
実施方法	<p>保護者からの申請に基づき、令和4年度（1月から3月分）に引き続き第3子以降の令和5年度の学校給食費を無償化する。</p> <p>学校給食センター分 該当人数、月数、給食費から積算し、積算額を補助金として計上し、該当する保護者からの給食費と補助金を相殺する。</p> <p>桜台小・中学校分 該当人数、月数、給食費から積算し、積算額を各学校に対し補助金として交付する。</p>
費用（見込み）	<p>令和5年度分</p> <p>センター小学校分 22,051,360円</p> <p>センター中学校分 12,307,000円</p> <p>桜台小学校分 2,363,080円</p> <p>桜台中学校分 1,342,200円</p> <p><u>合 計 38,063,640円</u></p>

学校給食費無償化に係る人数及び見込み額（令和5年度分）

年齢	学校給食センター		桜台小・中学校		合計	
	人数	見込み金額	人数	見込み金額	人数	見込み金額
6	83	4,108,500	9	485,100	92	4,593,600
7	59	2,920,500	9	485,100	68	3,405,600
8	82	4,059,000	4	215,600	86	4,274,600
9	81	4,009,500	7	377,300	88	4,386,800
10	67	3,316,500	9	485,100	76	3,801,600
11	76	3,637,360	6	314,880	82	3,952,240
12	83	4,838,900	7	454,300	90	5,293,200
13	71	4,139,300	8	519,200	79	4,658,500
14	60	3,328,800	6	368,700	66	3,697,500
合計	662	34,358,360	65	3,705,280	727	38,063,640

※ 人数については、第1子の年齢に制限を設けず、第3子以降の人数として積算した。

※ 見込み金額については、各人数に給食費を掛けて11か月分として積算した。